

仕 様 書

1 件名

(仮称) 港区立元麻布保育園整備計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から平成29年2月28日(火)まで

3 履行場所

港区指定場所

4 目的

(仮称) 港区立元麻布保育園の整備に際し、敷地条件の検討、環境測定、導入する保育機能の検討、施設のゾーニング、規模等を調整するとともに、整備方法、設計と条件の整理、施設イメージ等を調整し、関係者の意見を考慮しつつ周辺のまちづくりと調和のある整備計画を策定するための支援を行う。

5 業務内容

(1) 施設条件の整理

ア 基本事項の整理・分析

施設整備に関連する上位計画・都市計画及び既存資料や受注者が実施する環境測定結果等を踏まえ、検討すべき基本事項の整理、施設整備のあり方及び運営方針等の分析を行う。当該分析結果をもとに、導入する保育機能の利用方法、問題点等について、地域特性、空間環境、防災・安全、利用者意識等を多面的に検討・調査・分析する。

イ 法規制及び法的課題等の整理

土地の有効活用を目的として、現存の敷地条件と施設計画を進める上での地質・測量等、必要な条件、データの収集・整理、建築基準法をはじめとする法規制の中での法的課題等の抽出・整理を行う。

ウ 類似事例・他事例調査

港区における事例の整理と港区や他の自治体の類似施設の事例を調査し、整備計画の基礎資料とする。また、環境、景観、バリアフリー及びユニバーサルデザイン等、個別テーマに関する先進事例などについて調査及び整理する。

エ 保育ニーズ等の意向分析・整理

本施設に求められている必要な機能や保育ニーズの分析を行い、施設整備における基本方針を方向性としてまとめる。

オ 課題の整理

上記アからエの調査等に基づき本施設の課題事項の抽出及び整理を行い、整備計画(案)策定に当たって解決すべき事項の整理を行う。また、整理した内容について報告書を作成し、区に提出する。

(2) 整備計画(案)の検討

ア 関係者ヒアリング

乳幼児の保護者や近隣住民等の関係者へのヒアリング等を行い、意見・要望の集約・整理を行う。

イ 庁内検討における事務局支援等

庁内での検討や関係機関との協議に使用する資料や議事録の調製をする。

ウ 整備方針の策定支援

施設条件の整理を基に、近隣住民等の多様な視点からの整備に関する将来像を踏まえたコンセプトを作成し、その実現のための整備方針を策定するための支援

を行う。

エ 施設計画案の各種検討

整備する保育園について、施設コンセプトや要望事項をベースに施設性能要件を策定するとともに、規模についてはそれらを基に、適正規模の検討、想定を行う。併せて、動線計画・ゾーニング計画・セキュリティ計画等を行う。また、施設内容をイメージできる図（パース、CADでの作成可）を3枚（A3版）作成する。

オ 施設管理・運営等に係る提案

乳幼児の保護者や近隣住民等の意見が十分に反映された施設であり、使いやすく、安全安心に利用できることを目的とした施設の管理・運営方法等に関する提案を作成する。当該提案の作成に当たり、先進事例（ソフト）の調査、実現手法の検討等を行う。

カ 事業スケジュール、建設ローテーションの検討

今後の整備スケジュールについて、実施設計、建設、運営に至るまでの作業項目を整理し、各々の段階に要する概略のスケジュールを検討する。また、維持管理計画についても維持管理費の想定等を行い、管理運営方針などについて検討・整理する。

(3) 整備計画（案）の作成

上記（2）アからカまでの検討を元に、整備計画（案）を作成する。

6 成果物

- (1) (仮称) 港区立元麻布保育園整備計画（案） 正本1部 写し30部
- (2) (仮称) 港区立元麻布保育園整備計画（案） 概要版 100部
- (3) イメージパース（A3版 3枚）
- (4) 施設条件の整理報告書 3部
- (5) 電子データ（CD-ROM）PDF及びMicrosoft Office ソフトで閲覧可能なもの一式

7 著作権の処理

- (1) 受注者は著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務により得られた成果物に係る全ての著作権を成果物の納入時に発注者に無償で譲渡したものとす。また、発注者が成果物を提供した第三者に対して、受注者は著作者人格権を行使または主張しないものとする。
- (3) 受注者は、著作権法第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利も発注者に移転し、受注者に保留されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物については、受注者は受注者の責任において発注者の使用に支障がないように発注者に当該権利を移転し、または、その使用許諾を受けさせたものとする。
- (5) 発注者は著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作権名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、本件事業及び成果物を公表することができないものとする。ただし、上記の規定から、受注者がこの契約以前から著作権を有していた部分は除外するものとする。

8 支払方法

契約代金は、業務の履行を確認した後、受注者からの書面による請求に基づき一括で

支払うこととする。

9 受注者の責務

- (1) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、本業務の履行に当たり知り得た情報・資料は、善良なる管理者の注意義務をもって適正に管理し、外部に漏洩したり、本業務以外に利用してはならない。
- (4) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業を受けるものとする。点検作業とは、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査あるいはセキュリティ監査等をさす。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 その他

受注者は、本業務の履行に当たって、発注者の担当者と十分な連絡・調整を行い、目的を達成すること。なお、この仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者の双方で協議の上決定する。

12 問い合わせ先

子ども家庭課 多田 Tel03 (3578) 2466 (直通)